

# 用語の定義

公契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 県が発注する<b>建設工事の請負契約</b></li> <li>② 県が<b>業務を委託する契約</b></li> <li>③ 県と指定管理者との<b>公の施設の管理に関する協定</b></li> </ul>								
特定公契約	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #fff9c4; text-align: center;">特定公契約</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">① 県が発注する<b>建設工事の請負契約</b></td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">左記のうち予定価格が<b>3億円以上</b>のもの</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">② 県が<b>業務を委託する契約</b></td> <td style="padding: 5px;">左記のうち予定価格が<b>3千万円以上</b>のもの（※） （契約期間が6ヶ月を超えるものに限る）</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">③ 県と指定管理者との<b>公の施設の管理に関する協定</b></td> <td style="padding: 5px;">左記のうち委託料上限額が<b>3千万円以上</b>のもの（※）</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">（※）次の業務のいずれかを含む内容のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 県が管理する建物及び土地における清掃業務、警備業務（機械警備業務を除く）、駐車場管理業務、受付業務、案内業務、宿日直業務又は電話交換業務</li> <li>イ 県が管理する建物において行う給食の調理等の業務又は洗濯業務</li> </ul>	特定公契約		① 県が発注する <b>建設工事の請負契約</b>	左記のうち予定価格が <b>3億円以上</b> のもの	② 県が <b>業務を委託する契約</b>	左記のうち予定価格が <b>3千万円以上</b> のもの（※） （契約期間が6ヶ月を超えるものに限る）	③ 県と指定管理者との <b>公の施設の管理に関する協定</b>	左記のうち委託料上限額が <b>3千万円以上</b> のもの（※）
特定公契約									
① 県が発注する <b>建設工事の請負契約</b>	左記のうち予定価格が <b>3億円以上</b> のもの								
② 県が <b>業務を委託する契約</b>	左記のうち予定価格が <b>3千万円以上</b> のもの（※） （契約期間が6ヶ月を超えるものに限る）								
③ 県と指定管理者との <b>公の施設の管理に関する協定</b>	左記のうち委託料上限額が <b>3千万円以上</b> のもの（※）								
受注者	県と公契約を締結した者								
特定受注者	県と特定公契約を締結した者								
下請負者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 受注者その他の県以外の者から公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者</li> <li>① 自己の雇用する労働者を受注者又は㊦に掲げる者のために公契約に係る業務に従事させる者</li> </ul>								
特定下請負者等	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊦ 特定受注者その他の県以外の者から特定公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者</li> <li>㊧ 自己の雇用する労働者を特定受注者又は㊦に掲げる者のために特定公契約に係る業務に従事させる者</li> </ul>								
特定労働者	<ul style="list-style-type: none"> <li>㊨ 正社員、日雇い労働者、パート、アルバイト等雇用形態を問わず特定公契約に係る業務に従事する労働者のうち、最低賃金法に規定する最低賃金の適用を受ける労働者</li> <li>㊩ 労働者派遣法の規定により当該業務に派遣される者</li> </ul>								